

通則5及び6に掲げる手術（2024年1月～12月分）

		項目名	件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	17
	イ	黄斑下手術等	4
	ウ	鼓室形成手術等	36
	エ	肺悪性腫瘍手術等	27
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	156
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	85
	イ	水頭症手術等	72
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	4
	エ	尿道形成手術等	3
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	71
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	24
区分3	ア	上顎骨形成術等	21
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	5
	ウ	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	1
	エ	母指化手術等	3
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	0

	項目名	件数
区分4	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	637
その他	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	93
	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	90
	経皮的冠動脈ステント留置術	185
	急性心筋梗塞に対するもの(再掲)	47
	不安定狭心症に対するもの(再掲)	42
	その他のもの(再掲)	96
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈形成術	172
	急性心筋梗塞に対するもの(再掲)	14
	不安定狭心症に対するもの(再掲)	31
	その他のもの(再掲)	64
	高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの(再掲)	63
	エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの(再掲)	0
	人工関節置換術	357
	乳児外科施設基準対象手術	16